## 船舶安全法

## 1. 案内情報

① 手続名 : 型式承認

② 手続根拠 : 船舶安全法第6条の4第1項

③ 手続対象者 : 船舶等の製造者

④ 提出時期 : 船舶等ごとに異なりますので、最寄りの地方運輸局等へ

お問い合わせ下さい。

⑤ 提出方法 : 申請書を船舶等を製造する主たる事業場の所在地を管轄

する各地方運輸局等へ提出してください。

⑥ 手数料 : 船舶等型式承認規則別表第一など

(詳しくは、最寄りの地方運輸局へお問い合わせください。)

⑦ 添付書類・部数 : 船舶等型式承認規則第5条第2項に規定されている書類

(詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。)

⑧ 申請書様式 : 型式承認申請書

⑨ 記載要領・記載例: 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

## 2. 窓口情報

① 提出先 : 事業場の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。

② 相談窓口:事業用の所在地を管轄する地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

## 3. 手続情報

①審查基準 : 船舶安全法関係技術基準省令等

②標準処理期間:70日。物件等により異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお

問い合わせ下さい。

③不服申立方法:行政不服審査法の規定による。